平成28年建築基準適合判定資格者検定の施行について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条第２項の規定に基づき、平成28年建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

平成28年４月１日　　国土交通大臣　石井　啓一

1　受検資格　一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務その他これに類する業務で次に掲げるもののいずれかに関して、２年以上の実務の経験を有するもの。

⑴　建築審査会の委員として行う業務

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務

⑶　建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務（建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務を除く。）であって国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

2　検定期日

検定日	時間	区分	内容
８月26日（金）	午前10時から 午後４時	考査	建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識

3　検定地　検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

住所地の都道府県名	検定地
北海道	札幌市
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙台市
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	さいたま市
新潟、富山、石川、福井	新潟市
岐阜、静岡、愛知、三重	名古屋市
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	大阪市
鳥取、島根、岡山、広島、山口	広島市
徳島、香川、愛媛、高知	高松市
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市

4　受検申込手続

⑴　受検申込受付期間及び時間　平成28年５月30日（月）～平成28年６月３日（金）午前10時～午後０時、午後１時～午後５時

⑵　受検申込受付場所　住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所

⑶　受検申込方法　受検申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記⑵の場所に直接提出すること。

ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合に限り、郵送を認める。この場合において、受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「平成28年建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、所要の郵便切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封の上、書留郵便とすること。

5　合格者の発表　平成28年12月15日（木）（予定）

6　その他

⑴　経歴審査は、受検申込書に基づいて行う。

⑵　解答に当たり適用すべき法令等については、平成28年１月１日現在において施行されているものとする。

⑶　天災等緊急時における検定情報については、国土交通省のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。

平成28年度における臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施について

平成28年度における悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第13条第１項に規定する臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験（以下「臭気判定士試験」という。）及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査（以下「嗅覚検査」という。）の実施について、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第18条第１項（同法第21条において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

なお、臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施に関する事務は、悪臭防止法第13条第２項に規定する指定機関を指定する省令（平成13年環境省令第19号）の規定に基づき、公益社団法人におい・かおり環境協会が行う。

平成28年４月１日　　環境大臣　大塚　珠代

1　平成28年度臭気判定士試験

⑴　試験を行う期日　平成28年11月12日（土曜日）

⑵　試験を行う場所　東京都、愛知県及び大阪府

⑶　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請書は、平成28年７月11日（月曜日）から平成28年９月９日（金曜日）までに、公益社団法人におい・かおり環境協会（郵便番号160－0023　東京都新宿区西新宿４丁目２番18号　電話番号03（5309）2422）に提出又は郵送すること。郵送による場合、平成28年９月９日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

2　平成28年度嗅覚検査

⑴　検査を行う期日　平成28年４月１日（金曜日）から平成29年３月31日（金曜日）までの間で、受検申請者が希望する日を勘案して公益社団法人におい・かおり環境協会が指定する日

⑵　検査を行う場所　北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

⑶　受検申請書の提出期限及び提出先　受検申請書は、公益社団法人におい・かおり環境協会に対し、検査を行う期日までに提出すること。

3　その他　臭気判定士試験及び嗅覚検査の受験申請書等の入手方法、受験申請手続等に関する問い合わせは、公益社団法人におい・かおり環境協会に対して行うこと。

平成28年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

平成28年４月１日　　最高裁判所

第１　試験の名称

裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）

第２　対象官職

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号）の別表１の項第３欄第６号、第11号及び第15号に規定する職制上の段階に属する裁判所事務官のうち、特に高度の知識又は経験を必要とする事務を行うことをその職務とする官職

第３　給与

この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠の２級11号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。